



令和8年4月13日 江戸川区立南葛西中学校 保健室

春の訪れとともに新しい1年がスタートしました。ご入学、ご進級おめでとうございます。成長期の皆さんには栄養バランスのよい食事をしっかり食べること、質のよい睡眠をとること、身体をおもいっきり動かすことがとても大切です。規則正しい生活リズムを心掛け今年も1年元気に過ごしましょう。

健康診断が始まります

健康診断の日程は、1年生は入学式、2、3年生は始業式に配布した別紙をご覧ください。検診後、治療が必要な人には「健康診断結果のお知らせ」をお渡しします。早めに病院を受診しましょう。

お知らせがない場合は、「異常なし」です。

健康診断

何のため?

- *自分のからだについて知るため
自分のからだの成長を知ったり、異常が隠れていないかを確認したりします。
- *病気を早く見つけて、早く治療するため
検査や検診を通じて、具合の良くないところを見つけ、早めに治療へとつなげていきます。
- *自分のからだや健康に関心をもつため
健康診断をきっかけに、自分のからだや健康に関心をもつて、健康の維持につながります。



学校の紹介



内科:村澤 光洋先生 (村澤医院)
眼科:高間 直彦先生 (たかま眼科クリニック)
歯科:佐藤 太先生 (ドルフィンファミリー歯科)
耳鼻科:佐野 良一先生 (さの耳鼻科)
薬剤師:西村 哲也先生 (薬局ニコニコ)

健康診断で診察していただきます♪



保健室

の利用について



(1) 保健室の利用方法

授業中:授業の先生に伝え「保健室利用連絡票」を書いてもらう

⇒職員室に行き、職員室にいる先生から「保健室利用連絡票」にサインをもらう⇒保健室へ

休み時間:次の授業の先生に伝え「保健室利用連絡票」を書いてもらう(次の授業の先生がいなければ保健委員またはクラスメイトに伝える)

⇒職員室に行き、職員室にいる先生から「保健室利用連絡票」にサインをもらう⇒保健室へ

(2) 保健室でのけがの手当ては当日のみです。学校外で発生したけがは家で手当てをしましょう。

(3) 飲み薬は学校では渡しません。薬を飲みたいときは、家から持ってきてきましょう。

保護者の皆様へ

①保健室の利用について ご協力をお願いします!



●ケガをしたとき

緊急を要する場合、生徒のかかりつけ医療機関又は最寄りの医療機関を受診します。

可能な限り保護者の方に学校まで迎えに来ていただき医療機関を受診していただくこととなります。

●体調が悪いとき

保健室で休養しても回復しない場合、家庭連絡の上、早退となります。一人で歩いて帰れない場合、保護者の方に迎えに来ていただくこととなります。※保健室での休養は原則1時間以内です。

②学校感染症による出席停止について



下記の感染症(疑い含む)と診断された場合は、医師による登校許可が出るまで出席停止となります。

出席停止期間中は欠席数にカウントされませんが、治って学校に登校する際は、インフルエンザの場合は「**季節性インフルエンザ診断報告書・登校報告書**」(資料① 医師・保護者記入)、インフルエンザ以外の感染症の場合は「**証明書**」(資料②、医師記入)を登校日に学校へ提出する必要があります。

書類は病院で用意しているところが多いですが、南中のHPからもダウンロードできます。

※当面の間、新型コロナウイルスは「**証明書**」の提出は不要です。

※書類は病院独自の用紙でも構いません。用紙の記入に文書料が発生する病院もあります。



出席停止となる感染症

※これらの感染症にかかった場合は、
学校へご連絡ください。

新型コロナウイルス・インフルエンザ・百日咳・麻疹(はしか)・風疹(三日はしか)・流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)・水痘(水ぼうそう)・咽頭結膜熱(プール熱)・流行性角結膜炎(はやり目)・溶連菌感染症・感染性胃腸炎(ウイルス性胃腸炎、ノロウイルス等)・マイコプラズマ肺炎…等

資料①

季節性インフルエンザ診断報告書・登校報告書

保護者様 江戸川区立南義西中学校

お子さまが感染症の病状になった場合は、完全になおしてから登校しましょう。
ご家族までご学校保健安全部に知らされたら幸いです。出席停止の期間については、以下のとおりです。登校する際は、下記診断報告書に主治医の証明をいただいた上で、登校報告書を記入し、提出をお願いします。

病名	出席停止の期間
インフルエンザ	発熱した後5日をすぎず、かつ、解熱した後2日をすぎずまで

※ 発熱の場合、発熱した後5日をすぎず、かつ、解熱した後3日をすぎずまで

季節性インフルエンザ診断報告書

年 組 氏名 _____

上記の者が、季節性インフルエンザに罹患していることを診断します。

発症日 年 月 日 診断日 年 月 日

診断医機関名 _____

診断医氏名 _____

学校長 殿

登校報告書

登校を許可するにあたり、下記のとおり書面いたします。

発症日	1	2	3	4	5	6	7	8	9
発症した後5日(10日の場合3日)とは、解熱した日を日と数えます。なお、本人の病状が軽い場合は、医師と相談してください。									

解熱した日 年 月 日 登校許可日 年 月 日

合計 年 月 日 保護者署名 _____

資料②

お知らせ<感染症>

江戸川区立南義西中学校

お子さまが感染症の病状になった場合は、完全になおしてから登校しましょう。
ご家族までご学校保健安全部に知らされたら幸いです。出席停止の期間については、以下のとおりです。
なお、医師により感染のおそれがないと認められたときはこの限りではありません。
病状がよくなると出席停止を解除させていただきます。

病名	出席停止の期間
1 痘 疹	発疹が消失するまで、または5日間の潜伏期(出現後)が経過した後の出席停止期間となる出席停止の期間をすぎずまで
2 麻疹(はしか)	発熱した後、5日をすぎずまで
3 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺のいずれか腫れた後、発熱がなくなるまで
4 麻疹(三日はしか)	発熱した後、かつ、発熱がなくなるまで
5 水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさかさした状態になるまで
6 咽頭結膜熱(プール熱)	おもな発熱がなくなった後、3日をすぎずまで
7 結 核	感染のおそれがないと認められるまで
8 細菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
9 流行性角結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
10 急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
11 細菌性眼炎	出席停止5日をすぎず、発熱がなくなるまで
12 伝染性紅斑(りんご病)	発熱した後の発熱がなくなるまで
13 王 冠 口 瘡	発熱下止って自然に治癒するまで
14 感 染 性 胃 腸 炎	下痢、嘔吐発熱が軽減した後、感染のおそれがないと認められるまで
15 その他(の感染症)	

学校長 殿

証 明 書

年 組 氏名 _____

月 日 から登校してもよいことを証明いたします。

合計 年 月 日 医師 _____

③日本スポーツ振興センター災害共済給付制度について

～学校で発生した傷病により病院を受診した場合の医療費について～



災害共済給付制度とは、お子様が学校の管理下(登下校含む)で起こった傷病(けが、熱中症、ガス等の中毒、溺水等)で病院(整骨院含む)を受診した際に、日本スポーツ振興センターから保護者の方へ給付金(お見舞金)が支払われる制度です。災害共済給付制度を利用すると、病院で子ども医療証を使わずに総医療費の3割を自己負担していただきますが、申請書類を病院(整骨院、薬局)で記入していただき学校へ提出することで、総医療費の4割が保護者の方の口座へ振り込まれます。

※詳しくは、年度当初(1年生は入学式、2・3年生は始業式)に配布した「日本スポーツ振興センター災害共済給付制度と共済掛金の全額区費負担について」(江戸川区教育委員会発行)をご覧ください。